

I 基調講演

# 基準開発の深層： 国際会計研究からのメッセージ

杉本 徳 栄  
関西学院大学

## 要 旨

主たる基準設定主体の基準開発のあり方やガバナンス構造などを調査・分析し、基準開発の「深層」を深掘りしてみたところ、そのほとんどが民間独立の機関とはいえ、基準設定主体の基準開発のあり方は一様ではない。そのなかにあつて、日本の基準開発のあり方は他の機関のそれと比較すると顕著な差異があり、1つの大きな特徴をなしている。また、政策や基準開発の有効性と信頼性の確保からも、「証拠に基づく政策」や「証拠に基づく基準設定」の重要性が認識されているが、顕著な差異がこれを必ずしも機能させていない。日本の基準開発にアカデミクスを深く組み入れることを国際会計研究からのメッセージとして提言し、併せて望ましいモデル案を提示する。

## □企業会計の七不思議□

「これはユーモアではない。ましてハツタリでもない。多年会計学を研究してきた間に湧いて出た疑問を、数を合せて七つばかり拾い上げただけのことである。企業会計には困難なものが多数ある。楯の一面という諺があるが、ともすれば学者は一方的にものを狭く考えて、全般にものを見渡さない傾きがある。それでその結論が、他の面で矛盾<sup>ママ</sup>撞著することに考え及ばない。そこで不可思議が発生するのである。ここに提出した疑問も、それをより深く探求して見たら、面白い理論も発見されるかも知れない。その仕事は新進学徒の研究におまかせしたい」(太田 [1954], 23 頁)。

### I はじめに

#### 一 国際会計の不思議一

研究は、気づきを生み出す疑問を持つプロセスが不可欠である。冒頭の「企業会計の七不思議」と題する太田 [1954] からの引用文は、かつて研究を通じて気づき、湧いて出た疑問を不可思議と表現した。その不可思議が生じる原因は、研究のアプローチのあり方にあるとする。「盾の両面を見よ」と説く。

なお、太田 [1954] のいう「企業会計の七不思議」とは、①投下資本が半分で済むこと、②台風被害にも差別がある、③現金預金は賈金ではないか、④つか<sup>ママ</sup>つてもへらぬ積立金、⑤勘定足りて銭足らず、⑥資本と利益は同類か異類か、⑦発生主義とは何が発生したか、であった(23-30 頁)。

七不思議とまでは言わないまでも、これまでの国際会計研究を通して湧いて出たいくつかの不可思議のなかから、本稿では、とくに基準開発の深層にみられることを示してみたい。「盾の半面」を見落としていることを恐れるが、①基準設定主体のガバナンスー設立母体(設立支援団体)と②基準開発の構造からの気づきを基準開発の深層として捉え、その検討を通じて、国際会計研究からのメッセージとしていささかなりとも提言を試みてみたい。

### II 基準開発の深層：その 1

第一の基準開発の深層として取り上げたいのは、基準設定主体の設立母体(設立支援団体)にアカデミクス(学者およびその組織)が参画しているか否かである。

日本での財団法人財務会計基準機構(FASF)の設立は、大蔵省金融企画局市場課参事官室が「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」を開催し、その審議結果をベースにしたものであった。当該懇談会は、「大蔵省に産業界、証券界、監査人、学界からの関係者が参集し、民間機関が会計基準設定機能を担うことにつき、満たすべき要件を含めてその具体的可能性等について、幅広い観点から鋭意議論・検討を行うこと」を目的とし、6回の議論を踏まえて「企業会計基準設定主体のあり方について(論点整理)」(2000年6月29日:大蔵省・企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会[2000])を公表している。民間独立の基準設定主体を設立する審議に、アカデミクスからも関係者が参画している。

しかし、2001年7月26日に設立されたFASFの設立母体は、民間10団体で、作成者の経済団体連合会と日本商工会議所、利用者の全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会および日本証券アナリスト協会、監査人の日本公認会計士協会、そして企業財務制度研究会(COFRI)である。「企業会計基準設定主体のあり方に関

図表 1 基準開発の深層：その1—基準設定主体の設立母体（設立支援団体）

基準設定主体	設立年	設立根拠文書	設立母体（設立支援団体）など
IFRS 財団 国際会計基準審議会 (IASB)	2001年	IASC 戦略作業部会 最終報告書「IASCの将来像に関する勧告」(1999年)	— (評議員会と理事会が運営を行なう有限責任の法人。資金は、政府、監査法人、国際機関、財務諸表作成者等からの寄附などによる)
財務会計財団 (FAF) 財務会計基準審議会 (FASB)	1973年	アメリカ公認会計士協会 (AICPA) Wheat 委員会「会計原則の設定に関する研究報告書」(1972年)	アメリカ会計学会、AICPA、AIMR (現 CFA 協会)、財務管理者協会、アメリカ証券業協会 (現在 政府財務官協会、アメリカ管理会計士協会、監査人・会計検査官・出納長協会を加えた 8 団体)
財務報告評議会 (FRC)	1990年	ビジネス・イノベーション・技能省「FRC 組織改革案」(2011年) (会計基準審議会 (ASB) から FRC に移行 (2012年7月))	政府 (政府、市場参加者 (株式公開企業、大手民間企業、公共団体、取締役会、監査委員会)、金融の専門家 (会計士、アクチュアリー、監査人)、利用者 (仲介機関、投資家、メディア))
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	1991年	カナダ勤許会計士協会のボランティアワークロードに関するタスクフォース (CICA Task Force on Volunteer Workload) 「ボランティアワークロード」(1988年)	CICA (現 CPA カナダ (CPA Canada)) (カナダ会計基準監視評議会 (AcSOC) による「委任事項 (付託事項)」および監視)
韓国会計基準院 (KAI) 韓国会計基準委員会 (KASB)	1999年	世界銀行と財政経済部への提出報告書 「独立した民間主導の会計基準制定機関の設立 (案)」(1999年)	韓国公認会計士会、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国金融投資協会、生命保険協会、損害保険協会、韓国取引所、金融監督院、韓国会計学会、KOSDAQ 協会
財務会計基準機構 (FASF) 企業会計基準委員会 (ASBJ)	2001年	大蔵省 企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会「企業会計基準設定主体のあり方について (論点整理)」(2000年)	経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本商工会議所、日本証券アナリスト協会、企業財務制度研究会

出所：各基準設定主体の Website、設立根拠文書および杉本 [2007] などをもとに作成。

する懇談会」への学界からの参画はみられるものの、他の機関・団体とは違って、関係者としての個人の参画であり、アカデミクスの機関である学会などは、FASF の設立母体の構成員とはなっていない。

図表 1 は、主たる基準設定主体の設立文書や設立母体などについて整理したものである。

もちろん、いずれの基準設定主体も基準開発の一員としてアカデミクスから選任され、携わっている。ここでは、基準開発メンバーとしてではなく、基準設定主体の設立母体としての関与の有無について問うていることに留意され

たい。

図表 1 に提示した 6 つの基準設定主体の設立根拠文書などによれば、基準設定主体であるアメリカの財務会計財団 (FAF) ・財務会計基準審議会 (FASB) および韓国会計基準院 (KAI) ・韓国会計基準委員会 (KASB) は、その設立母体にアカデミクスが直接参画していることがわかる。アメリカ会計学会 (AAA) と韓国会計学会 (KAA) が、それぞれ設立支援団体に名を連ねているのである。

加えて、韓国の民間独立の基準設定主体の設立案の策定については、アカデミクスが直接関

与していた事実を補足しておきたい。







韓国が民間独立の会計基準設定主体を設置する直接的要因は、1997年のアジア通貨・金融危機にあった。国難に直面した韓国は、国際通貨基金（IMF）をはじめ、世界銀行（国際復興開発銀行（IBRD））からの借款に際して、1999年6月までに独立した会計基準設定機関を発足させ、実行計画の公表が条件として付された。韓国政府とIBRDは、独立の民間会計基準設定機関の設立に合意しているが、設立根拠文書でもある世界銀行と財政経済部への提出報告書「独立した民間主導の会計基準制定機関の設立（案）」（1999年4月：宋 et al.[1999]）は、研究を委ねられた大学の研究者（2名）と民間研究所の研究者（1名）が取りまとめたものである。つまり、韓国における民間独立の基

準設定主体の設立案は、アカデミクスによるものと言ってよい<sup>(4)</sup>。

### Ⅲ 基準開発の深層：その2

第二の基準開発の深層として取り上げたいのは、基準開発の構造についてである。つまり、基準開発の構造にアカデミクスが組み込まれているかである。この基準開発の深層を解明するために、先の主たる6つの基準設定主体の基準開発の構造におけるアカデミクスの組入れ（関与）のあり方について概要を整理したものが、**図表2**である。各基準設定主体の基準開発の構造には特徴がある。その特徴を踏まえて、ここではそれぞれ「モデル」として表わすことにしよう。

**図表2 基準開発の深層：その2—基準開発の構造**

基準設定主体	基準開発の構造におけるアカデミクスの組入れ（関与）
 <b>IFRS 財団</b> <b>国際会計基準審議会 (IASB)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術論文による「証拠に基づく基準設定」</li> <li>・ ジャーナル・学会・FASBなどとの提携で、IASBの基準開発活動に情報を提供する証拠に基づく論文の議論を通じて、基準設定者、投資家、規制当局、監査人、財務諸表作成者を含む、アカデミクスとアカデミクス以外の者との間の相互作用を促すための「IASB Research Forum」を毎年開催</li> </ul>
 <b>財務会計財団 (FAF)</b> <b>財務会計基準審議会 (FASB)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務報告の改善に向けた学術研究の活用とFASBのイニシアティブ</li> <li>・ FASBのイニシアティブ（アカデミクスが参画する他の手段）によるアメリカ会計学会（AAA）との継続的なパートナーシップ（委員会がコメントレーターや研究報告書などを提出）</li> </ul>
 <b>財務報告評議会 (FRC)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計・報告政策の諸活動におけるリサーチ活動（アカデミクスと連携し、財務報告の質を改善）</li> <li>・ 大学、研究機関およびリサーチ・コンサルタントへの定期的な外部委託研究</li> </ul>
 <b>カナダ会計基準審議会 (AcSB)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサーチ・プログラムによる「証拠に基づく決定」</li> <li>・ 会計基準の設定に関連する分野の学術研究についてAcSBに十分な情報を提供し、基準設定プロセスに役立つ学術研究プログラムをタイムリーに開発することを目的とする、研究・教育者を構成員とする「学術諮問委員会」を設置</li> </ul>
 <b>韓国会計基準院 (KAI)</b> <b>韓国会計基準委員会 (KASB)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠に基づく基準設定・意見発信のためのリサーチ（大学の研究者などへの委託研究）</li> <li>・ IFRSの制定および適用過程に反映し、高品質な会計基準の設定を目指すために、韓国会計学会（KAA）と共同で「IFRS Research Forum」を毎年開催し、研究成果を年次大会で報告し、同時に学会誌に掲載</li> </ul>
 <b>財務会計基準機構 (FASB)</b> <b>企業会計基準委員会 (ASBJ)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ?</li> <li>・ 【参考】金融庁は調査研究の企画競争を実施</li> </ul>

出所：各基準設定主体のWebsiteなどをもとに作成。

## 1. IFRS 財団・IASB モデル

IFRS 財団・国際会計基準審議会 (IASB) は、主として①「証拠に基づく基準設定」(Evidence-based Standard-setting) と②IASB Research Forum の開催などを通じて、アカデミクスが基準開発の構造に組み入れられ、深く関与している。

「証拠に基づく基準設定」は、IASB による基準設定の意思決定を裏付けるために証拠を使用するというもので、証拠に裏付けられた意思決定は、確信とともに結論の信頼性を高める。基準開発の高く評価された包括的かつ透明性のあるデュー・プロセスのいずれの段階（調査プログラムから基準の適用後レビュー (PIR) まで) においても、この証拠に基づく基準設定が要求される (IFRS Foundation Website, Resources for academics)。

IASB 会議に供される各種基準開発プロジェクトのスタッフ・ペーパー (アジェンダ・ペーパー) こそが証拠に基づく基準開発の最たるもので、多くの学術的証拠の文献レビューが行なわれ、取り入れられている。たとえば、のれんと減損に関連する 149 編の学術的証拠を活用

したスタッフ・ペーパー (IASB [2021c]) をはじめ、基本財務諸表プロジェクトに関連する 121 編の学術的証拠の文献レビューを行なったスタッフ・ペーパー (IASB [2021a]) や採掘活動に関連する 18 編の学術的証拠の文献レビュー (IASB [2020]) など数多い。適用後レビューに資する学術的証拠の研究をアカデミクスに促すために、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 16 号「リース」などの適用後レビューの研究ウェビナー (たとえば、IASB [2021b]) も開催し、また視聴できるようにしている。

IASB Research Forum は、IASB の基準開発のプロジェクトに関わる研究の議論を通じて、基準設定者、投資家、規制当局、監査人、財務諸表作成者を含む、アカデミクスとアカデミクス以外の者との間の相互作用を促すために、学会・ジャーナルなどと提携して、2014 年から毎年開催されている。次の図表 3 の IASB Research Forum の開催一覧からもわかるように、提携ジャーナルは、必ずしも毎年固定されているわけではない。

図表 3 IASB Research Forum の提携ジャーナルなど

IASB Research Forum	共催・提携ジャーナル
2014 年 (10 月 2 日)	共催・提携ジャーナルなし
2015 年 (10 月 11 日)	<i>Accounting &amp; Finance</i> 誌
2016 年 (10 月 15 日・16 日)	<i>Contemporary Accounting Research</i> 誌
2017 年 (11 月 28 日・29 日)	<i>Accounting in Europe</i> 誌および <i>European Accounting Review</i> 誌
2018 年 (11 月 11 日・12 日)	<i>Abacus</i> 誌
2019 年 (10 月 28 日・29 日)	<i>Journal of International Accounting Research</i> 誌
2020 年 (11 月 2 日・3 日)	<i>Accounting and Business Research</i> 誌
2021 年 (11 月 3 日・4 日)	FASB と共催・ <i>Accounting &amp; Finance</i> 誌
2022 年 (11 月 2 日～4 日)	FASB, AAA の <i>The Accounting Review</i> 誌と共催・ <i>The Accounting Review</i> 誌
2023 年 (11 月初旬開催予定)	<i>Accounting in Europe</i> 誌および <i>European Accounting Review</i> 誌

出所：IFRS Foundation Website, Resources for academics および AAA Website, About Financial Accounting and Reporting Section などをもとに作成。

これに加えて、プロジェクトの情報を共有し、学術的証拠やアカデミクスの見解を聞くためのカンファレンスの開催や、カナダ、スウェーデン、英国およびアメリカの学術チームと議論する研究プロジェクトなども進められている。

## 2. アメリカ FAF・FASB モデル

「学術研究は、FASB が一般に認められた会計原則 (GAAP: アメリカ会計基準) で認識されている問題の重要性と普及度を評価し、潜在的な実行可能な解決策を特定して評価するのに役立ちます」(FASB Website, Projects, For Academics) — FAF・FASB は、基準開発や財務報告の改善にあたり、アカデミクスの役割を重視している。FASB ボード (理事会) が学術研究を活用するのは、仮アジェンダ調査、コメントレター、ステークホルダーへのアウトリーチ活動、適用後レビューなどにみられる。

FASB が展開するアカデミクスに重点を置いたイニシアティブは数多い。

その1つが「学会・カンファレンス」であり、先の IFRS 財団・IASB モデルでの IASB Research Forum の共催、すなわち 2022 Joint IASB, FASB and TAR Conference の開催である。「若手研究者表彰」(会計基準設定に関わる

問題に貢献する可能性の観点から、最高品質と評価された博士学位論文を表彰する)、「あなたの研究を FASB と共有」(基準設定プロセスで検討するための学術研究の提供を求める)なども有力なイニシアティブであり、FASB のプロジェクト関連の学術論文を FASB に提出するポータルサイト (Academic Paper Submission Portal) も開設している。

イニシアティブのなかで、図表 4 に示したように、「アカデミクスが参画する他の手段」も充実している。このうち、AAA との継続的なパートナーシップは、FASB, IASB および他の会計基準設定グループが、財務会計および報告に関する公式の基準設定のリリース (情報要請, 討議資料, 公開草案など) を公表した際に、関連する学術研究に基づいたタイムリーで、実質的かつ建設的な文書によるフィードバックを提供するものである。たとえば、AAA の財務報告政策委員会 (FRPC) は、FASB の公開草案や証券取引委員会 (SEC) の規則案に対してコメントレターなどのフィードバック (AAA Financial Accounting Standards Committee [2005], AAA [2010]) を提出し、基準開発や規制措置にアカデミクスによる学術的証拠や意見表明を提出してきた。

図表 4 アメリカ FAF・FASB モデルにおけるアカデミクスが参画する他の手段

アカデミクスが参画する他の手段	
アメリカ会計学会 (AAA) との継続的なパートナーシップ	FASB, IASB および他の会計基準設定グループが、財務会計および報告に関する公式の基準設定のリリース (情報要請, ディスカッション・ペーパー, 公開草案など) を公表した際に、関連する学術研究に基づいたタイムリーで、実質的かつ建設的な文書によるフィードバックを提供
アカデミック・リサーチ・グループ (ARG) の設置 (2014 年)	さまざまな問題について、FASB に情報提供するために定期的に会議を開催する、アカデミクスだけで構成されるリサーチ・グループ
財務報告問題カンファレンス (FRIC)	アカデミクスだけの招待制の年次会議
アカデミック・サマー・プログラム	博士学位取得候補者と若手研究者向けの年次プログラム
財務会計基準諮問会議 (FASAC)	FASB の諮問会議体: 個別の会計基準設定に関わるテクニカルなアドバイスの行なう

出所: FASB Website, Projects, For Academics および AAA Website, FRPC などをもとに作成。

### 3. 英国 FRC モデル

英国の財務報告評議会（FRC）は、「ビジネスの透明性と誠実さを促進する」という目的達成のための活動として、「会計・報告政策の諸活動」を行なっている。この諸活動は、①英国の会計基準（英国の会計基準の開発・維持）、②IFRS に影響を及ぼす（協議などを通じて IASB を監視し、影響を及ぼす）、③より幅広い企業報告（戦略報告書ガイダンスを作成・維持し、年次報告書の品質を向上）、④XBRL FRC タクソノミー（タクソノミーの開発・維持）、⑤リサーチ活動（利害関係者へのアウトリーチやアカデミクスと連携し、財務報告の質を改善）、⑥財務報告ガイダンス（英国の会計・監査業務の中核にある「真実かつ公正」の概念）および⑦英国会計基準エンドースメント審議会（UKEB）のデュー・プロセスの監視<sup>2)</sup>で構成される。

このうち、「リサーチ活動」と「UKEB のデュー・プロセスの監視」が、アカデミクスの参画や連携に関わるものである（FRC Website, Research at the FRC）。

リサーチ活動は、FRC の目的でもある「基準設定プロセスの初期段階で（IASB が正式な提案を公表する前に）、重要な財務報告の問題に関する議論を促す」、「投資家やその他の利害関係者への英国財務報告の改善の可能性を特定する」に貢献することになる。この活動によるリサーチ・プロジェクトには、たとえば次のものが行なわれてきた。

#### ■「インタンジブルズ：事業報告はいかに改善すべきか？」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「インタンジブルズの事業報告：現実的な提

案」（2019年2月：FRC [2019]）、FRC のフィードバック・ステートメント「インタンジブルズの事業報告：現実的な提案」（2021年1月：FRC [2021]）

#### ■「財務情報の速報」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「意見募集：監査人および予備的報告」（2017年4月：FRC [2017a]）、FRC のフィードバック・ステートメント・インパクトアセスメント「ディスカッション・ペーパー意見募集—監査人および予備的報告」（2017年10月：FRC [2017b]）

#### ■「キャッシュ・フロー計算書の改善」プロジェクト

FRC のディスカッション・ペーパー「キャッシュ・フロー計算書の改善」（2016年10月：FRC [2016]）、など

FRC も基準開発でのリサーチを重視している。リサーチにより、①FRC の影響を理解することができ、②業務の有効性や効率を向上させることができ、また③将来の戦略を立てることができるのである。FRC のリサーチ・プログラムは、コードや基準の変更案、実施計画、および FRC ボード（理事会）に助言する専門委員会の作業に関する FRC による定期的かつ広範な協議を補完し、情報を提供するのである。また、FRC は、大学、研究機関およびリサーチ・コンサルタントへの外部研究を定期的に委託している<sup>3)</sup>。図表 5 にまとめた FRC による外部委託研究のプロジェクトと研究受託者から明らかなように、多くのプロジェクトを受託しているのはアカデミクスであり、成果として研究報告書を提出している。

図表 5 英国 FRC による外部委託研究のプロジェクトと研究受託者

プロジェクト (報告書)	報告日	研究受託者
「英国スチュワードシップ・コード 2020 の実務と報告への影響」(Tilba et al. [2022])	2022 年 5 月 7 日	Minerva Analytics, the Durham University and King's College London
「英国の現代版奴隷報告の実務－現代版奴隷報告書とアニュアルレポートからの証拠」(Young and Gad [2022])	2022 年 4 月 25 日	Lancaster University
「大規模非公開会社におけるウェイツ原則に照らしたコーポレートガバナンス原則」(Gaia et al. [2022])	2022 年 2 月 23 日	University of Essex
「監査品質に関する監査委員会委員長の見解およびアプローチ」(YouGov [2022])	2022 年 1 月 26 日	YouGov (市場調査、データ収集・分析会社)
「気候変動シナリオ分析：現行の実務と開示の傾向」(Quattrone [2021])	2021 年 10 月 28 日	The University of Manchester
「FTSE 350 企業の取締役会のダイバーシティ(多様性)と効果性」(Akimoto et al. [2021])	2021 年 7 月 20 日	London Business School
「従業員エンゲージメントと英国のコーポレートガバナンス・コード：会社の報告と実践のレビュー」(Rees and Briône [2021])	2021 年 5 月 24 日	Involvement & Participation Association (IPA) and Royal Holloway, University of London
「英国コーポレートガバナンス・コード 2018 に従った報酬報告の変更」(Abdelfattah et al. [2021])	2021 年 5 月 12 日	University of Portsmouth

出所：FRC Website, Research at the FRC をもとに作成。

#### 4. カナダ AcSB モデル

AcSB は、基準開発において、リサーチ・プログラムによる証拠に基づく決定を下す。対処すべき重要な問題を特定するためのデータ収集や学術研究などの検討、並びに、学会と基準設定者との間のより緊密な関係構築などを目指すものである (AcSB Website, Research Program)。

AcSB のもとには、定期的な公開フォーラムとしての IFRS<sup>®</sup> ディスカッション・グループ、プロジェクト提案の作成などを支援する作業部会としての「年金制度ワーキング・グループ」

(Pension Plan Working Group) や IFRS 第 17 号「保険契約」の導入を支援するとともに導入上の問題を議論する「保険移行リソース・グループ」(Insurance Transition Resource Group) などをはじめ、「非上場会社諮問委員会」(Not-For-Profit Advisory Committee), 「民間企業諮問委員会」(Private Enterprise Advisory Committee), 「ユーザー (利用者) 諮問委員会」(User Advisory Committee) や「学術諮問委員会」(Academic Advisory Committee) を設置している。とくに、学術諮問委員会が 2005 年 4 月に設置されたのは、



AcSBの活動への学界からの情報や知見の提供を改善するためである。「会計学者は多くのリサーチを行っており、その研究結果は（実務家は言うに及ばず）基準設定者にとって重要な意味を持つ可能性がある。学界からの研究結果の伝達は、これまで取り入れることが可能であったが遅れた」（AcSB Website, Committees, Academic Advisory Committee）という反省によるものである。

学術諮問委員会は、会計基準の設定に関連する分野の学術研究について AcSB に十分な情報を提供し、基準設定プロセスに役立つ学術研究プログラムがタイムリーに開発されることを保証することを目的とする。AcSB と IASB が提案した会計基準を含むさまざまな問題について、AcSB に情報を提供するとともに、基準設定に幅広い影響を及ぼす理論的概念を AcSB に通知し、必要に応じて、AcSB のリサーチ・アジェンダの決定、開発および適用にも貢献する役割を担っている。また、学術諮問委員会の委員は、会計基準監視委員会（AcSOC）の学識経験者を含む、カナダ全土からの 10～15 名の研究・教育者で構成され、当該委員会は非公開で年に 1～2 回開催される（AcSB Website, Committees, Academic Advisory Committee）。

## 5. 韓国 KAI・KASB モデル

KAI は、「透明な経済を先導する世界トップクラスの会計基準制定機構」のビジョンのもと、「国益を反映できる国際会計基準の制定お

よび国内の資本市場の発展に実質的に貢献するためにさまざまな研究活動」を行なっている。この研究活動には、①IFRS 関連の基礎研究の強化、②IFRS Research Forum、③影響分析手続きの確立がある（KAI/KASB Website（韓国語版）、About KASB/KAI および Research）。

現在進めている IFRS 関連の基礎研究の強化の研究活動は、財務情報の有用性を向上させるための基礎研究を継続的に実施することをはじめ、「コアとなる無形資産報告書に関する研究」、「暗号資産（仮想通貨）」、「連結財務諸表」および「別途財務諸表」である<sup>(4)</sup>。

なお、「コアとなる無形資産報告書に関する研究」でも取りまとめられたが、KAI は、パブリックコメント、文献調査、実証分析などとともに、自らの研究、受託研究、大学の研究者などへの委託研究という研究方法を活用している。このうち、大学の研究者などへの委託研究の成果は、「KAI 研究報告書」として順次公表している<sup>(5)</sup>。

加えて、KAI は、先の IFRS 財団・IASB モデルでの IASB Research Forum と同様に、「IFRS Research Forum」を開催している。IFRS に関する研究を活性化し、ひいては、研究成果を IFRS の制定および適用プロセスに反映するために KAA と共同で毎年開催しているのである（**図表 6** 参照）。IFRS Research Forum の公募に際し、KAI 指定の研究テーマも提示され、基準設定主体の関心事や必要とする研究成果を知ることできる。

図表 6 KAI と KAA による IFRS Research Forum

IFRS Research Forum	
研究費の支給	研究委員会（構成員：研究者 4 名）が、毎年、研究計画書に基づき「5 編以内」を選定し、「500 万ウォンの研究支援金」を支給（選考時に 100 万ウォン、最終義務達成時に 400 万ウォン）
義 務	中間報告セミナー 1 回（3 月末～4 月）、韓国会計学会 夏季学術大会での最終報告 1 回（6 月）および学会誌『会計ジャーナル』（ <i>Korean Accounting Journal</i> ）または『会計学研究』（ <i>Korean Accounting Review</i> ）への掲載
IFRS Research Forum 選定研究数	第 1 回（2016 年）IFRS Research Forum：5 編 第 2 回（2017 年）IFRS Research Forum：2 編 第 3 回（2018 年）IFRS Research Forum：3 編 第 4 回（2019 年）IFRS Research Forum：9 編（第一次公募：6 編，第二次公募：3 編） 第 5 回（2020 年）IFRS Research Forum：10 編 第 6 回（2021 年）IFRS Research Forum：5 編 第 7 回（2022 年）IFRS Research Forum：5 編

出所：KAI/KASB Website, IFRS Research Forum および KAA Website（いずれも韓国語版）などをもとに作成。

#### IV 基準開発のガバナンス構造

以上の考察を整理すると、「基準開発の深層：その 1」としたアカデミクスの設立母体（設立支援団体）への参画は、アメリカ FAF・FASB モデルと韓国 KAI・KASB モデルにみられる。

「基準開発の深層：その 2」としたアカデミクスの基準開発の構造における組入れ（関与）は、IFRS 財団・IASB モデル、アメリカ FAF・FASB モデル、英国 FRC モデル、カナダ AcSB モデルおよび韓国 KAI・KASB モデルのいずれでもみられ、基準開発が有効に機能している。

それでは、なぜ日本は基準開発にアカデミクスの組入れ（関与）がない、またはよく言っても希薄なのだろうか。

その理由として、第一に、基準開発の構造上、大蔵省や金融庁の企業会計審議会での審議において、FASF を設立した民間 10 団体の 1 つでもあった COFRI が調査・研究の役割や機能を担ってきたことにある。民間独立の基準設定主体として FASF・ASBJ が設立された後、

COFRI は解散し、残余財産の寄附により FASF の基本財産に繰り入れられたが、ASBJ が調査・研究の役割や機能は言うに及ばず、国内と海外のすべての対応を一手に担っている。設立母体にアカデミクスが関与しなかったことは、そのまま基準開発の構造のあり方にも結びつく結果となっている。

第二に、IASB と ASBJ による財務報告基準（会計基準）のコンバージェンス活動や金融危機などで多岐にわたる基準開発への迅速な対応が求められ、展開してきたことにある。まさに待ったなしの状況下にあったと言ってよい。

もとより、アカデミクス側にも問題がある。基準開発における学術的証拠のフィードバックなどを必ずしも十全に行なっているとはいえず、残念ながら、その学術的証拠が必要視されてこなかったといっても過言ではない。国内に内在する大きな一因である。

ところで、IFRS 財団の傘下に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設置され、包括的なグローバル・ベースラインの IFRS サス

テナビリティ開示基準の開発も始まった。IFRS 財団のガバナンス構造とその体制は、2つの国際的な基準開発をIASBとISSBにそれぞれ担わせる設定主体並存型をなしている。

アメリカのFAFは、傘下の基準設定主体はもっぱらFASBだけである。アメリカのサステナビリティ会計基準に関する非営利団体であるサステナビリティ会計基準審議会(SASB)は、2021年6月に国際統合報告評議会(IIRC)と合併し、新たなバリュー・レポーティング財団(価値報告財団:VRF)の傘下となった。また、このVRFは、2021年の第26回気候変動枠組条約締結国会議(COP26)のコミットメントに従い、気候変動開示基準委員会(CDSB)に続いてISSBに統合された。

日本のFASFは、一般に公正妥当と認められる会計基準に加えて、サステナビリティ報告基準の調査研究・開発のためにサステナビリティ基準委員会(SSBJ)を設立して、ガバナンス構造上、IFRS財団とおおむね同じ体制を敷いている。ガバナンス構造とそこで企図する各基

準開発の観点からすれば、FASFは、IFRS財団との対応関係がよりスマートかつ有効に機能すると言ってよい。

## V おわりに—国際会計研究からのメッセージ：提言—

「証拠に基づく政策立案」(EBPM)の推進が、政策の有効性を高め、その信頼性確保にも資する。基準開発に学術的証拠を強く求め、アカデミクスが深く組み入れられているのは、いずれの基準設定主体においても共通することである。「証拠に基づく基準設定」は、理想ではなく、必然であり、必要不可欠なのである。それを担う役割がアカデミクスにある。

国際会計研究の視点から、基準開発の深層にみられる不可思議な事実ないし真実を2つだけ明らかにしたが、本稿を閉めるにあたって、国際会計研究からのメッセージとして次の提言を行なっておきたい。

<b>【提言】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 企業会計基準委員会(ASBJ)は、基準開発の構造にアカデミクスと学術研究を組み入れていくことが必要と考えられる。</li><li>□ アカデミクスは、基準設定主体と連携して、基準開発をはじめ制度設計に資する研究をさらに推進していく必要があると考えられる。</li></ul>
-------------	---

また、基準設定の各種モデルのなかで、日本にとって望ましいモデル案についても提示しなければいけない。

一連のモデルのうち、もし「アメリカFAF・FASBモデル」を導入すれば、重厚な「アカデミクスが参画する他の手段」の整備が必要となる(ただし、一部のイニシアティブを導入する

ことも方法論として考えられる)。「カナダAcSBモデル」によれば、ガバナンス構造に研究・教育者による「学術諮問委員会」に類似する委員会を新たに設置することが必要となる。

これらを踏まえれば、モデル案としては、次の2つの案を示すことができる。

望ましい モデル案	<p>(1案) 「英国 FRC モデル」による大学などへの外部委託研究を組み入れ、アカデミクスと連携して財務報告の質を改善する。</p> <p>(2案) 「IFRS 財団・IASB モデル」による「(IASB) Research Forum」を毎年開催し、学術論文による「証拠に基づく基準設定」を展開する。</p>
--------------	---

(2案) については、「韓国 KAI・KASB モデル」による、①「証拠に基づく基準設定・意見発信のためのリサーチ」と②「特定の学会との『Research Forum』(研究支援金の支給)の開催・学会誌への掲載」も考えられる。

基準設定主体のガバナンス構造に照らし合わせれば、「(2案)」モデルによる構造化が比較的容易と考えられる。「証拠に基づく政策立案」は言うに及ばず、「証拠に基づく基準開発」は、アカデミクスを構造化することではじめて機能するのである。

## 注

- (1) 設立(案)の基本構造は、アメリカの FAF・FASB をモデルにしたもので、また組織(案)は、財団法人韓国会計院(KFAF)、韓国会計基準委員会(KASB)、会計基準諮問委員会、調査研究部からなる(宋 et al. [1999], pp.41-56)。
- (2) 英国議会、国務大臣、FRC および UKEB の連携の構図などの詳細については、杉本 [2021] を参照されたい。
- (3) FRC の外部委託研究は、「Contracts Finder」(政府やその機関との ¥10,000 を超える契約に関する情報を取得できる情報サイト)を通じて知ることでもできる。
- (4) 「コアとなる無形資産報告書に関する研究」は、無形資産に関する情報を織り込むことができる「コアとなる無形資産報告書」という新しい形式での報告書概念を提案し、これを実際に企業に適用することで、今後の財務報告改善方案の議論の基礎として活用するための研究を実施するものである。この研究に関連して、KAI の KASB は、2019 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)で次のようなリサーチによる意見発信を行なっている。これは、①企業価値の主要なドライバーである「コアとなる無形資産」を新たに定義し、②貨幣を単位とする公正価値で測定し、③貸借対照表を補足する「コアとなる無形資産報告書」に「コアと

なる無形資産」を表示・開示する方法についての提案である。この研究成果は、KAI 研究報告書第 51 号「コアとなる無形資産報告書」(2021 年 1 月)(韓国会計基準院 [2021])として取りまとめられている。

「暗号資産(仮想通貨)」は、暗号資産の保有者、発行者の各立場で財政状態と成果を透明性をもって報告できるようにする会計基準を IASB に提案するための研究を実施するものである。「連結財務諸表」は、「連結財務諸表の適用実態と財務情報の有用性向上に関する研究」

(2021 年 2 月: KAI 報告書第 49 号(韓国会計基準院 [2020b]))に続く研究として、主要企業の事例を対象に支配力の判断に関わる問題を深く分析するものである。また、「別途財務諸表」は、「別途財務諸表の有用性の検討および改善方案の研究」(2020 年 10 月: KAI 報告書第 48 号(韓国会計基準院 [2020a]))に続く研究として、別途財務諸表の課題を類型化し、各タイプ別に課題の原因を突き詰め、解決策を模索するものである。

- (5) 2022 年 9 月現在、KAI 研究報告書は、第 1 号「企業会計基準準則についての研究」(2000 年 7 月: 韓国会計基準院 [2000])から第 55 号「小規模上場企業の K-IFRS 適用負担緩和の研究」(2022 年 6 月: 韓国会計基準院 [2022])まで公表されている。

## 参考文献

- Abdelfattah, T., A. Aboud, K. Hussainey, and K. McBride [2021] Changes in Remuneration Reporting Following the UK Corporate Governance Code 2018, FRC, May 2021.
- Akimoto, M., O. Anwar, M. Broome, D. Diac, R. S. Peterson, S. Plekhanov, S. Osborne, and V. Rollins [2021] Board Diversity and Effectiveness in FTSE 350 Companies, FRC, July 2021.
- American Accounting Association (AAA) [2010] Response to the SEC's Proposed Rule – Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) by U.S. Issuers, *Accounting Horizons*, Vol.24 No.1, March 2010.

- AAA Financial Accounting Standards Committee [2005] Response to the FASB's Exposure Draft on Fair Value Measurements, *Accounting Horizons*, Vol.19 No.3, September 2005.
- Financial Reporting Council (FRC) [2016] Discussion Paper: Improving the Statement of Cash Flows, October 2016.
- FRC [2017a] Discussion Paper: Invitation to Comment: Auditors and Preliminary Announcements, April 2017.
- FRC [2017b] Feedback Statement and Impact Assessment: Discussion Paper: Invitation to Comment—Auditors and Preliminary Announcements, October 2017.
- FRC [2019] Discussion Paper: Business Reporting of Intangibles: Realistic Proposals, February 2019.
- FRC [2021] Feedback Statement: Business Reporting of Intangibles: Realistic Proposals, January 2021.
- Gaia, S., D. Baboukardos, F. Cuomo, G. Michelon, and T. Soobaroyen [2022] The Wates Corporate Governance Principles for Large Private Companies: The Extent, Coverage and Quality of Corporate Governance Reporting, FRC, University of Essex, University of Bristol, University of East Anglia, Audencia, February 2022.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020] Staff Paper: Extractive Activities: Academic Literature Review, July 2020.
- IASB [2021a] Staff Paper: Primary Financial Statements, January 2021.
- IASB [2021b] How Can Academics Inform Post-Implementation Reviews of IFRS 15?, 9 February, 2021.
- IASB [2021c] Staff Paper: Goodwill and Impairment: Academic Evidence, May 2021.
- Quattrone, R., R. Charnock, J. O'Rourke, K. Wu, Y. Chahed, and M. Walker [2021] Climate Scenario Analysis: Current Practice and Disclosure Trends, FRC, October 2021.
- Rees, C. and P. Briône [2021] Workforce Engagement and the UK Corporate Governance Code: A Review of Company Reporting and Practice, FRC, May 2021.
- Tilba, A., S. Wilson, D. Katelouzou, and R. Hannigan [2022] Research Study: The Influence of the UK Stewardship Code 2020 on Practice and Reporting, FRC, July 2022.
- YouGov [2022] Audit Committee Chairs' Views on, and Approach to, Audit Quality, FRC, January 2022.
- Young, S. and M. Gad [2022] Modern Slavery Reporting Practices in the UK: Evidence from Modern Slavery Statements and Annual Reports, FRC, April 2022.
- 宋寅萬 et al. [1999] 世界銀行과 財政經濟部에 提出報告書「獨立된 民間主導의 會計基準制定機關의 設立 (案)」, 1999年4月。
- 韓国會計基準院(KAI) [2000] 연구보고서 제1호 「기업회계기준 준칙에 대한 검토」, 2020年7月。
- 韓国會計基準院 [2020a] 연구보고서 제48호 「별도재무제표의 유용성 검토 및 개선방안 연구」, 2020年10月。
- 韓国會計基準院 [2020b] 연구보고서 제49호 「K-IFRS 제1110호 「연결재무제표」의 적용실태와 재무정보 유용성 제고에 관한 연구」, 2020年10月。
- 韓国會計基準院 [2021] 연구보고서 제51호 「핵심무형자산보고서」, 2021年1月。
- 韓国會計基準院 [2022] 연구보고서 제55호 「소규모 상장기업 K-IFRS 적용부담 완화 연구」, 2022年5月。
- 大蔵省・企業會計基準設定主体のあり方に関する懇談会 [2000] 「企業會計基準設定主体のあり方について (論点整理)」, 2000年6月29日。
- 太田哲三 [1954] 「企業會計の七不思議」『企業會計』第6巻第11号。
- 杉本徳栄 [2017] 『国際会計の実像—会計基準のコンバージェンスとIFRSs アドプション』同文館出版。
- 杉本徳栄 [2021] 「英国會計基準エンドースメント審議会(UKEB)の機能と構図—独立性と説明責任—」『週刊 経営財務』No.3529, 2021年11月1日。